岸本町・溝口町合併協議会 第13回会議 別添資料

専門部会名	建設水道部会	責任者 小村恵吾 ワーキンググ	ループ名 土木建設事業(事務関係)	責任者 伊澤靖成
等门部云石	建议小坦印云	具任名 小竹忠古 フーキンググ	ルーノ台 工小生政争未(争務関係)	具は名 アタリス
合併協定項目		各種事務事業の取扱い 25-31土木建設事業	備考	
連番	岸本町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法
	町道管理事業(道路台帳) 町道の管理を目的として、路線毎に台帳を作成する。道路新設・改良等で道路台帳の新規作成や記載事項の変更があった箇所について、道路台帳の整備を行う。 町道の状況 道	町道管理事業(道路台帳) 町道の管理を目的として、路線毎に台帳を作成する。道路新設・改良等で道路台帳の新規作成や記載事項の変更があった箇所について、道路台帳の整備を行う。 町道の状況 道 路 実 実延長の内訳 道	道路台帳の調製については、道路法に基づいて行う。 道路台帳平面図の縮尺が異なる。 岸本町:1/1000 溝口町:1/500 委託先 岸本町:アジア航測 溝口町:ウエスコ	合併後5年を目標に溝口町の例により一元化するものとする。 (両町とも道路法に基づいて台帳を調製しており、両町の現行のものを新町に引き継いで関して当立の付税算定数値などに関台での統一は合併後5年を目処に行っこととする。縮尺は溝口町の例により1/500とする。)

幹事長専決案件

	行政現況調書調整一覧表							草	幹事長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキング	グループ名	農林水産事業		 責任者	田村茂樹	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事	業の取扱い	25 - 32 農林水産事	業		備考			
連番	岸 本 町	·	溝 口 町	Γ		課題・問題点	•	<u> </u>	調整方法	
1	農道維持管理事業 (目的)	一 Ĵ段ふるさと農 第 3 南大山ふるる 西伯広域農道L=54	り、交通の安全と 図る。 17m 大原農免L 570m = 2,174m ふる 道L=820m 添谷ふ さと農道L=1,754	= 1,346m さと分L=396m) いるさと農道L=166m m k L = 17,217m	地改良事業	の作成は、両町ともに原 団体連合会に委託してい に要する予算の計上が さる。	る。	併時に一元	化する。	

幹事長専決事項 専門部会名 責任者 阿部泰 ワーキンググループ名 責任者 小原章信 議会部会 25各種事務事業の取り扱い 各種事務事業の取扱い 備考 合併協定項目 42その他 連番 岸 本 町 溝 口 町 課題・問題点 調整方法 議事録 議事録 製本部数の調整が必要 溝口町の例により合併時に一元化を 反訳 1ページ当り 2,140円 反訳 1ページ当り 1,840円 年間 550ページ 年間 620ページ 製本 3部 (内執行部 1部) 製本 5部 (内執行部 3部) 委託先 ぎじろくセンター 委託先 ぎじろくセンター 旧議員会 会員相互の親睦を厚くするとともに溝口町発展 岸本町には、これに類似するものない。 合併後、検討する。 のため努力することを目的とする。 経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。 2 会費年3,000円(ただし年金受給者は5000円) 会員25名

平成14年度

西伯郡南部土地開発公社決算書抄本

田 (単位

171,367,778 △ 12,758,792 △ 20**2,209** △ 202,209 1,785,738 2,807,000 2,406,352 420,339,796 420,339,796 △ 400,648 △ 400,648 2,807,000 160,267,778 2,580,000 172,346,570 000,000,1 △ 1,785,738 189,923,619 11,234,000 396,351 396,351 420,339,796 184,126,570 420,339,796 622,147,679 2,580,000 172,346,570 9,200,000 5,400,698 5,400,698 11,234,000 11,234,000 650,264 650,264 11,884,264 H13年度 23,858,792 37,550,224 23,858,792 9,200,000 598,560 28,072,312 8,427,000 12,758,792 598,560 3,614,960 3,614,960 8,427,000 1,050,912 1,900,000 8,427,000 1,050,912 6 綠水園」駐車場造成事業 791,053 0 特養老[西伯有楽苑]建替事業 ニングセンター用サ おおくにコミュニティ運動施設用地 つくし保育園駐車場用地 下水道終末処理場用地 實 ◁ 公有用地壳却原価 2 代行用地壳却原価 2 代行用地売却原価 2 代行用地壳却原価 会見断い 1支払利息 支払利息 2 その他 事業外費用 一般管理費 事業外費用 事業費用 事業費用 事業費用 189,923,619 11,884,264 Ħ Ħ 比 較 163,455,767 175,736,768 △ 1,926,053 △ 26,342 2,406,352 420,339,796 420,339,796 2,580,000 ∆ 176,156 26,422 2,406,352 163,455,767 △ 12,758,792 8 0 2,406,352 163,429,425 2,406,352 420,339,7 1,219,447 1,200,080 1,200,000 189,132,566 11,884,264 11,884,264 187,913,119 2,580,000 187,913,119 175,736,768 19,367 9,596,351 11,884,264 11,884,264 420,339,796 1,926,053 9,772,507 1,245,789 1,200,000 1,200,000 9,477,912 0 35,181,053 24,457,352 45,789 25,703,141 12,758,792 9,477,912 9,477,912 9,477,912 損益計算書(平成14年4月1日~平成15年3月31日) 綠水園」駐車場造成事業 189,132,566 おおくにコミュニテイ運動施設用地 特養老[西伯有楽苑]建替事 つくし保育園駐車場用地 下水道終末処理場用地 西部広域灰溶融施設 会見町トレーニングセンタ 닺 1 公有用地壳却収益 2 代行用地壳却収益 2 代行用地壳却収益 2 代行用地壳却収益 (1)負担金 (2)雑収益 1 受取利息 2 雑収入 事業外収益 事業収益 事業収益 事業収益 40 因 的 的 完 期 本 本 野 Щ 当期利益金 西伯町 会見町 平木町 区

420,339,796 11,884,264

420,339,796

0

408,401,306 394,195,087 本4,864,234 11,034,651 11,131,151,650 11,131,151,650 11,131,151,1650 11,131,151 11,131,131,131 11,131,131,131 11,131,131,131 11,131,131 11,131,131,131 11,131,131,131 11,13	1 貸借対照表	照表 (平成15年3月31日)	斯 号	1		負債及び資本の部	売		
1 活動資産 4(6.40)206 394/195,087 △ 14,206,219	設立団体		113年度		比較			H14年度	比較
1 1 1 1 1 1 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2		1 流動物用	408.401.306	394,195,087	1-	1 流動負債	48,969,609	5,834,443	△ 43,135,166
2 未収金 8.935.542 4,091,409 △ 4,894,224 □ 1,034,631 □	•	1 /// // // // // // // // // // // //	45.472.853	34,857,724		_	48,969,609	5,834,443	△ 43,135,166
(本) (2.20000000 (2.20000000 (2.200000000 (2.200000000 (2.20000000000			8 955 643	4.091.409	△ 4,864,234	2 前受金	0		,
本代月度 342,938,159 344,211,302 1,273,144 工事業借入金 1,550,000 138,000,000 23,000,000 38,920,000 <th></th> <td></td> <td>11.034.651</td> <td>11,034,651</td> <td>0</td> <td></td> <td>23,000,000</td> <td>13,800,000</td> <td>△ 9,200,000</td>			11.034.651	11,034,651	0		23,000,000	13,800,000	△ 9,200,000
			342,938,159	344,211,303	1,273,144		23,000,000	13,800,000	△ 9,200,000
(1) 計画 (1) 計画 (1) では、	1						288,710,000	327,630,000	38,920,000
小 計 408,401,306 394,195,087 人14,206,219 小 計 1 出資金 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,1234,00 5,000,00 1,1234,00 5,000,00 1,1234,00 5,000,00 1,1234,00 1,000,000 1,1234,00 1,1234,00 1,000,000 1,1234,00	西伯町						1,000,000	1,000,000	0
特立維備金 小 計 408,401,306 394,195,087 △ 14,206,219 小 計 14,206,219 381,679,609 381,679,609 381,679,609 381,6443 △ 13,415,156 △ 12,208,171 △ 14,206,21 計 408,401,306 394,195,087 △ 12,208,171 △ 15,381,171 △ 15,381,171 △ 15,381,171 △ 15,381,171 △ 15,340,000 □ 15,340,000 □ 16,340,000 □ 16,340,000 □ 16,340,000 ○ 11,234,000 □ 16,340,000 ○ 11,234,000 □ 16,340,000 ○ 11,234,000 ○				-		1 出資金	1,000,000	1,000,000	0
積立準備金 49,090,868 46,721,897 △ 2,369,17 ○ 1,234,000 ○ 1,234,0			408,401,306	394,195,087			361,679,609	348,264,443	△ 13,415,166
当期利益金計 408.401;306 394,195,087 人14,206,219 計 (408.401;306) 394,195,087 人14,206,219 計 (408.401;306) 394,195,087 人14,206,219 計 (408.401;306) 394,195,087 人14,206,219 工商定負債 日本の40,103							49,090,868	46,721,697	△ 2,369,171
計画金庫 408,401,306 394,195,087 △ 14,206,219 Table and a control an		当期和存金			0		△ 2,369,171	△ 791,053	1,578,118
1 流動資産 1 流動資産 1 に認う 1 日本会 1 1 1 2 3 4,000 2 1 1 2 3 4,000 <th< td=""><th></th><td></td><td>408,401,306</td><td>394,195,087</td><td>Ι.</td><td>- 15</td><td>408,401,306</td><td>394,195,087</td><td>△ 14,206,219</td></th<>			408,401,306	394,195,087	Ι.	- 1 5	408,401,306	394,195,087	△ 14,206,219
有金 8.896,052 8.896,052 8.896,052 8.896,052 0 1 長期格入金 1 長期格入金 1 長期格入金 1 長34,000 5,620,000 2,11,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 1 1,234,000 2 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000 3 1,1234,000		流動資産	25,750,052				16,854,000	5,620,000	△ 11,234,000
4 代行用地 16,854,000 5,620,000 11,234,000 I 基本金 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,1234,000 A 11,234,000 A 11	-	1	8,896,052	8,896,052	0	1 長期借入金	16,854,000	5,620,000	△ 11,234,000
有立準備金 1,000,000 1			16,854,000	5,620,000	△ 11,234,000		1,000,000	1,000,000	0
積立準備金 小 計 計 25,750,052 14,516,052 △ 11,234,000 小 計 計 17,854,000 6,620,000 △ 11,234,000 地均利益金 当均利益金 1,557,402 14,516,052 △ 11,234,000 1 流動負債 計 25,750,052 14,516,052 △ 11,234,000 ○ 1,557,402 14,516,052 △ 11,234,000 ○ 1,557,402 14,516,052 △ 11,234,000 ○ 1,557,402 14,516,052 △ 11,234,000 ○ 1,557,402 14,516,052 △ 11,234,00 ○ 1,557,402 14,516,052 △ 11,234,00 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,000,000 ○ 1,557,402						1 出資金	1,000,000	1,000,000	0
積立準備金 当期利益金 1 1 	40元月		25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000		17,854,000	6,620,000	△ 11,234,000
当期利益金 1 1 2 					0		7,896,052	7,896,052	0
計画資産計25,750,05214,516,052△ 11,234,000計計上上上<		· 五十年 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		,	0				0
I 流動資産I 流動資産I 流動負債I 流動負債0406,883,109406,883,1091 万,40263,289,60661,732,20461,732,2041,557,402345,150,905345,150,9051,000,0001,000,0001,000,0001,000,0001,000,0001 方,2401,557,402408,440,511406,883,109406,883,109406,883,109406,883,109406,883,1092 未収金1,557,402408,440,511406,883,109406,883,109406,883,109406,883,1093 1,557,402408,440,511406,883,109408,440,511406,883,109408,440,511406,883,1094 35,708,760817,151,650817,151,650817,151,650381,442,899		.1	25,750,052	14,516,052		19	25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000
有金1,557,40263,289,60661,732,2041,442,8901,442,89061,732,2041,442,89061,732,2041,442,8901,442,89061,732,2041,406,883,109406,883,109406,883,109406,883,109406,883,1092 未収金		流動銜席	1,557,402	408,440,511	406,883,109	1 流動負債		406,883,109	406,883,109
2 未収金0345,150,905345,150,905IV 基本金IV 基本金1,000,0001,000,0001,000,0001,000,0001,000,0001,000,0001,000,000積立準備金 当期利益金1,557,402408,440,511406,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109A06,883,109			1,557,402	63,289,606	61,732,204	一条払金	0	406,883,109	406,883,109
有工作 利利 合 会 会 会 会 人 会 <br< td=""><th></th><td>2 未収金</td><td>0</td><td>345,150,905</td><td>345,150,905</td><td></td><td>0</td><td></td><td>0</td></br<>		2 未収金	0	345,150,905	345,150,905		0		0
市計1,557,402408,440,511406,883,1091 出資金1 出資金1,000,0001,000,000407,883,109406,883,109積立準備金 当期利益金 合1,557,402 計408,440,511 (208,766)408,440,511 (208,766)406,883,109 (208,710)406,883,109 (208,710)406,883,109 (208,710)406,883,109 (208,710)406,883,109 (208,710)406,883,109 (208,710)406,883,109 (208,710)406,883,10 (208,710)				- 2	0		1,000,000	1,000,000	0
積立準備金 当期利益金1,557,402 中 435,708,760408,440,511 817,151,650406,883,109 81,142,890406,883,109 406,883,109406,883,109 406,883,109406,883,109 406,883,109406,883,109 406,883,109	平大甲	•			0	1 出資金	1,000,000	1,000,000	0
積立準備金0557,402557,402557,402557,402557,402406,883,103当期利益金 計1,557,402408,440,511406,883,103計1,557,402408,440,511406,883,10計435,708,708,706817,151,650381,442,890合台1442,890			1,557,402	408,440,511	406,883,109		1,000,000	407,883,109	406,883,109
当期利益金001,557,402408,440,511406,883,109計1,557,402408,440,511406,883,10計435,708,708,708,708,708817,151,650381,442,890合計435,708,760817,151,650381,442,890		積立準備金			0		557,402	557,402	0
計 1,557,402 408,440,511 406,883,109 計 計 1,557,402 408,440,511 1 435,708,760 817,151,650 381,442,890 合 日 435,708,760 817,151,650		当期利益金					. :		0
計 435,708,760 817,151,650 381,442,890 合 計 435,708,760 817,151,650		1.	1,557,402	408,440,511	406,883,109	ijazi Zadi	1,557,402	408,440,511	406,883,109
			435,708,760	817,151,650	381,442,890		435,708,760	817,151,650	381,442,890

VII 決算附属明細表

1. 事業収益明細表

(単位 円)

科	目 ·	金 額	摘要	
代行用地取得事業収益	代行用地売却収益	620,137,179	下水道終末処理場用地	2,580,000
		• •	特養老「西伯有楽苑」建替事業	175,736,768
			おおくにコミュニティ用地	9,596,351
			農業者トレーニングセンター月	11,884,264
			西部広域灰溶融施設	420,339,796
合	計	620,137,179		

2. 事業原価明細表

(単位 円)

科	目	金額	摘 要	
代行用地取得事業原価	代行用地売却原価	615,700,366	下水道終末処理場用地	2,580,000
			特養老「西伯有楽苑」建替事』	172,346,570
			おおくにコミュニティ用地	9,200,000
			農業者トレーニングセンター月	11,234,000
·			西部広域灰溶融施設	420,339,796
合 合	計	615,700,366	3	7.

3. 債務負担明細表

(単位 円)

設立団体	事 業 名	元 金	利子	事業収入金(計)
西伯町	おおくにコミュニティ運動施設用地	9,200,000	396,351	9,596,351
会見町	農業者トレーニングセンター用地	11,234,000	650,264	11,884,264
	合 計	20,434,000	1,046,615	21 ,480,615

4. 預金明細表

(単位 円)

1.7.			(手位 1),
預金種類	預 金 先	金額	備考
定期預金	山陰合同銀行	38,000,000	5□.
发展的	小計	38,000,000	
	山陰合同銀行	6,482,406	1口
普通預金	鳥取銀行	148,758	1 🖂
日四ほ亚	米子信用金庫	680,014	1 🗆
•	山陰合同銀行	61,732,204	1 🗆 .
	小 計	69,043,382	
	숌 計	107,043,382	

5. 短期借入金明細表

(単位 円)

借	入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	当期残高	備考
山陰合	同銀行		211,810,000	483,970,000	386,590,000	309,190,000	10件
米子信	用金属	1.50	% 76,900,000	137,280,000	214,180,000	0	
鳥取	銀行	ī 1.50	% O	18,440,000	0	18,440,000	1件
山陰合	同銀行	0.91	% O	352,490,000	352,490,000	<u>0</u>	岸本町分
合	計		288,710,000	992,180,000	953,260,000	327,630,000	

6. 長期借入金明細表

(単位 円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	当期残高	備考
山陰合同銀行	1.92%	23,000,000	0	9,200,000	13,800,000	おおくに1口
. 11	2.70%	16,854,000	0	11,234,000	5,620,000	トレセン1ロ
合 計		39,854,000	0	20,434,000	19,420,000	

7 一般管理費明細表

<u> </u>	- 195		- S-C -	73 NU 3X	т-	
	区	分		金	額	摘 要 要
—— 報			酬		55,000	理事会報酬
給			料		1,899,600	嘱託職員 1名
手			当		578,050	期末手当、通勤手当
<u>—</u> 法	定~	畐 利	費		266,084	社会保険等事業主負担
退	職翁	合与	金		265,944	退職手当組合負担金
需	1. 1.		費		129,884	消耗品費、会議費
補	ſ	賞	費		2,101,636	過年度事業(長田地区造成補完工事・西地区境界測量・県住補償工事他)
公	租	公	課		104,500	法人町県民税、自動車税等
	合	計			5,400,698	

8. 基本財産明細表

[区	分	出資団体名	金 額	備	考	
			西伯町	1,000,000	- · · · · ·		
基	本	財産	会 見 町	1,000,000		·	
		Ī	岸本町	1,000,000		·	
2	<u></u>	計		3,000,000			

9. 利益準備金明細表

(単位 円)

区	分	金額	備	考	
利益	準備金	55,175,151	前年度繰越準備金		
合	計	55,175,151		,	

10. 受取利息明細表

受 取 先	金	額		備	考	·
山陰合同銀行		18,835	定期預金			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
"		439	普通預金			
鳥取銀行	-	0	普通預金			
米子信用金庫		93	普通預金		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
숨 計		19,367				

11. 未収金明細表

(単位 円)

相手先	金額	備考
S·A	4,091,409	県道西伯根雨線改良事業に伴う宅地売却代金
西部広域	345,150,905	灰溶融施設に係る精算金
<u> </u>	349,242,314	

12. 未払金明細表

(単位 円)

	設.	立団	体	支 払 先	金	額	備考
			,	財務省	4	,994,443	福祉の森整備事業に係る国有地払い下げ
西		伯	町	山陰合同銀行		840,000	特養老「西伯有苑」移転補償料(公民館)借入金償還金
_				小 計	5	,834,443	
	-			小原司法書士事務所	1	,460,560	灰溶融施設に係る登記委託料
				エースプラン	10	,939,950	灰溶融施設に係る設計・確定測量等委託料
				(有) 藤本組	20	901,400	灰溶融施設に係る工事代金
				(有) 大山緑化建設	10	,878,900	II .
	岸	本	町	環境建設	10	,133,550	II .
				野口成人		73,180	灰溶融施設に係る用地代金
	٠			岸本町		5,569	
				山陰合同銀行岸本支店	352	,490,000	灰溶融施設に係る借入金償還金
				小計	406	,883,109	
			合	計	412	.,717,552	

13. 負担金明細表

(単位 円)

	設立団	体	金	額		備	考		
西	伯	町		400,000			·		
会	 見	即		400,000			<u>-</u>		•
岸	本	町	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	400,000		•		**	
	合	計		1,200,000	·				·

7

平成14年度開発公社用地の状況

利息上段: 事業外費用內支払利息

			面積		,			該 年	度					-		収 入 額		(売却面積)		(年度末
区分	設立団体	用地の名称等 -	1	年度当初価格	用	地	補償養	調査・測量 設計費等	工事費	話費用	小計	計	利息	処分原価		売却額	手数料		年度末繰越額	(年度末 面積)
			(ໜື່)	. 1	面積(㎡)	用地黃		設計質等			· :			· .		•	(利益金)	(ភាំ)		(m³)
公有地	1	未墾地	14,549	4,997,512							О	4,997,512		4,997,512	0				4,997,512	.14,549
公有地	,	緑水園広場用地	11,336	6,037,139							o	6,037,139		6,037,139	0				6,037,139	11,336
		£†	25,885	11,034,651	. 0	0	0	o	0	0	0	11,034,651	Ò	11,034,651	. 0	0	0	0	11,034,651	25,885
代行用地	1	下水道終末処理場用地	4,975	10,828,535							0	10,828,535	116,086	10,944,621	2,580,000	2,580,000		500	8,364,621	4,475
		特養老西伯有楽苑建替事業	15,290	146,995,507	68	340,000	14,027,456		9,011,925	121,425	23,500,806	170,496,313	1,850,257	172,346,570	175,736,768	172,346,570	3,390,198	15,358	o	0
	茜伯町	綠水園駐車場造成事業	31,462	56,653,578					400,000	315	400,315	57,053,893	753,368	57,807,261					57,807,261	31,462
	Ka 10 m1	アクロ用地取得事業		o	9,362	135,930,577			128,100	882,935	136,941,612	136,941,612	2,101,307	139,042,919					139,042,919	9,362
		西伯病院駐車場整備事業	3,743	105,460,539	605	18,163,800				30,000	18,193,800	123,654,339	1,542,163	125,196,502	0	•			125,196,502	4,348
		くおおくにコミュニティ運動施設用地	1,830	23,000,000			,				0	0	396,351	9,200,000	9,596,351	9,200,000	_	734	13,800,000	1,102
		小 計	57,30	6 342,938,159	10,035	154,434,377	14,027,456	0	9,540,025	1,034,675	179,036,533	498,974,692	6,759,532	514,537,873	187,913,119	184,126,570	3,390,198	16,592	`344,211,303	50,749
	会見町	〈晨棠者トレーニングセンター用地〉	1,44	8 16,854,000	0						0	0	650,264	. 11,234,000	11,884,264	11,234,000		965	5,620,000	483
		/\ <u>\</u> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1.44	8 16,854,00	0	0	0	0	o	.0	C	0	650,264	11,234,000	11,884,264	11,234,000	0	965	5,620,000	483
	岸本町	西部広域灰溶融施設用地		0	0 52,467	200,048,920	14,576,624	25,715,510	175,800,450	493,576	416,635,080	416,635,080	3,704,716	420,339,796	420,339,796	420,339,796	. 0	52,467	0	0
		小計		0	0 52,467	200,048,920	14,576.624	25,715,510	175,800,450	493,576	416,635,080	416,635,080	3,704,716	420,339,796	420,339,796	420,339,796	0	52,467	0	0
		āt	58,75	359,792.15	62,502	354,483,297	28,604,080	25,715,510	185,340,47	1,528,251	595,671,613	915,609,772	11,114,512	946,111,669	620,137,179	615,700,366	3,390,198	70,024	349,831,303	51,232
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	숨 탉	84,63	370,826,81	0 62,502	354,483,297	28,604,080	25,715,510	185,340,47	5 1,528,251	595,671,613	926,644,42	1,046,615	957,146,320	620,137,179	615,700,366	3,390,198	70,024	360,865,954	77,117

平成14年度

溝口町

土地開発公社決算書抄本

潭口町土地開発公社

損益計算書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

1. 專業収益
(1) 土地造成事業収益
a. 完成土地売却収益

379,121.300 37

379,121,300

2. 事業原価

(1) 土地造成事業原価 a. 完成土地売却原価

279,651,594

279,651,594

事業総利益

99,469,706

3. 販売費及び一般管理費

(1)一般管理費

409,265

4. 享業外収益

(1)受取利息

2,690

(2)雑収益

a. 運営養補助金 b. その他の雑収益 2,970,000

1,380,352

409.265

2,690

<u>,352</u> 4,350,352

5. 事業外費用

(1)支払利息

2,970,799

2,970,799

経常利益

972,978 100,442,684

当期純利益前期繰越準備金

11,118,265

次期繰越準備金

111,560,949

貸借対照表 (平成15年3月31日まで)

(単位:円)

資産の部

1. 流動資産

(1)現金及び預金 a. 普通預金 b. 定期預金

11,560,949

113,560,949

(2)未成土地

a. 朱成土地 流 動 資 産 合 計 338,720,000

113,300,345

338,720,000 452,280,949

資産合計

452,280,949

負債の部

1. 固定負債

(1)長期借入金 a. 長期借入金 固定負債合計

318.720.000

318.720,000

318,720,000

318,720,000

負債合計

.

資本の部

1. 基本金

(1)基本財産

a. 溝口町出資 (2)運用財産 a. 運用財産 2.000,000

2,000,000

20,000,000

20,000,000

基本金合計

22,000,000

2. 準備金

(1)前年度繰越準備金 a. 前年度繰越準備金 (2)当期利益

a. 当期純利益

11,118,205

. -

11,118,265

準備金合計

100,442,684

100,442,684

資本合計

133,560,949

· 負 債 資本合計

100,000,040

111,560,949

452,280,949

預 金 明 細 衰

		(単位 円)
預 金 先	金额	備考
鳥取銀行溝口支店	2,000,000	
山陰合同銀行溝口出張所	100,000,000	
小	102,000,000	転換的 Train (Page) () - And And (And And) (And (And)
鳥取銀行溝口支店	1,584,476	
山陰合同銀行溝口出張所	9,405,596	
米子信用金庫溝口支店	400,279	
鳥取西部農業協同組合溝口町支所	170,598	
小計	11,560,949	
숨 計	113,560,949	
	島取銀行溝口支店 山陰合同銀行溝口出張所 小 計 島取銀行溝口支店 山陰合同銀行溝口出張所 米子信用金庫溝口支店 島取西部農業協同組合溝口町支所 小 計	島取銀行溝口立場所 100,000,000 小 計 102,000,000 小 計 1,584,476 山陰合同銀行溝口出場所 9,405,596 米子信用金庫溝口支店 400,279 島取西部農業協同組合溝口町支所 170,598

長期借入金明細麦

借入先	利率	期首残高	当期增加額	当期減少高	期末残高	備考
	%	円	· 一	円		,,,,,
山陰合同銀行	1.01	92,871,000	945,706	945,706	92,871,000	上野工業用地
米子信用金庫	1.01	100,000,000	1,018,301	1,018;301	100,000,000	上野工業用地
鳥取西部農業協同組合	0.80	125,849,000	1,006,792	1,006,792	125,849,000	上野工業用地
山陰合同銀行	•	80,000,000	0	000,000,08	0	溝口IC工業用地 平成14年5月末償還
鳥取銀行		90,000,000	0	90,000,000	0	
습 참		488,720,000	2,970,799	172,970,799	318,720,000	

完成工_	地	明 細	表									·. 						•			- ".						. *	
	湖 首	残高					当 期	增加	高						4 38	誠 少	高						期末	強 床	<u> </u>	•		Ţ.
愛産区分	面積	<u> </u>		用地	•		工學費	試験費	諸接妻	支 払 利 息	1 31	面稜	用地费	缩徵费	工客爱	謝 量 試験蚤	諸経費	支払利息	8 1	面積	用地黄	雜錢青	上事費	图 重 就數是	おおり	芝 払 利 思	計	擠
建口に工業用地	ni 0			mi 53 90,20	円 0.680	丹 712,574		55.587,000	1	1 .	279.651,594	T			: .	月 55.587.600	''		Pl 279.651.594	1	i p	3 17	1 P	. F) P	F) P	
未成 土	地	明 細			•				•	÷	•	•				•			•					·	. /	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	期首	残高					当 期	. 增加	高			-	• •	ā	期	涼 少	高		,				期,京	発 萬			 .	
黄彦区分	面铁	金 覊	西 和	用堆	. 爱	植 僕 費	工享費	選 量 放映費	諸経費	支払利息	āt	草葉	用地費	補償費	是學工	刻 量 試験費	接終事	支 私 利 息	j (1)	函 積	用地受	村 供 黄	工事致	湖 量	苗径又	支 払 利 患	計	- 摘
清口IC工業用地	mi 34,369.53	P) 247,742,500	•	70-(PH 088.	ም 102,574		10,804,500	64,840				. 90,200,680					· ·	月 279,651,594	m	i p	. #		· pq	F9 0	P1	P	
上野工業用地	136,784. 0 0	318,720,000									0)		·				<u>.</u>	0	136.784.00	318,720,000						318,720,000	-
大平原工禁用地	8.391.0Q	20,000,000					-								_					8.391.00	20,000,000						20,000,000	
					-	•	•		,							<u> </u>		 		<u>.</u>	 						·	

84,840

0 279,651,594

145,175,0 338,720,000

0 338.720.000

京 太 全 明 細 幸

179,544,53 586,462,500

1	···			
区分	出资团体名	金 越	帽 .	考
基本財産	沸口 町	2,000,000		
這用財産	港口町	20,0 00,0 0 0		

200,680 102,574 20,716,500 10,804,500

	行政現況調書調整一覧表									協議会提案事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキング	グループ名	農林水産事業			責任者	田村茂樹	
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務	- 务事業の取扱い				備考				
連番	岸本町		溝	口町	· ·		課題・問題点	 ₹		調整方法		
1	'土地改良負担補助事業(町土地改良事業償還補助金) (目的) 受益農家の償還負担を軽減することを目的とする。 (内容等) 各団体が実施した土地改良事業(水路整備、農道整備)の償還金の25%を助成する(ただし、大原千町、尾高井手、箕蚊屋、西部土地改良区は10%) 平成15年度は4団体5地区の助成を行う。	ほ場整備の)際に事業	易整備事業は終 ^て 貴に対して補助し っていない。	了している。 _い ており、償	溝口	町は制度なし。		町にる	現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。		
2	農業基盤整備事業償還補助金(目的) '農家の負担軽減を図ることを目的とする。(内容等) 改良区、組合などの団体がほ場整備の資金借り入れに伴い、その償還金に対して町から25%を助成する。平成15年度現在 団体数 25団体(26件) 補助額 23,582,434円			易整備事業は終 ^て 費に対して補助し っていない。	了している。 っており、償	なし			町にる		き継ぐものとし、新 係る補助については 。	
3	土地改良運営補助事業(町土地改良事業補助金) 岸本町内に受益を有する土地改良区に対して受益面積に 応じて管理、運営費の補助を行い改良区の活動の促進を 土地改良区運営補助金 大原千町土地改良区 1,100 千円 西部土地改良区 1,000 千円 尾高井手土地改良区 410 千円 会見土地改良区 40 千円 シスラック 1,550 千円	(参考)溝口F 谷川・溝I (ただし、	町の土地2 口土地改良 こまじ、コ		ても位置付	溝口	町では、制度なし	•	岸本	町の例により新	町に引き継ぐ。	

専門部会名	産業経済部会			責任者	梅原 久義	ワーキンググル・	 -プ名	農林水産事業			責任者	田村茂樹
合併協定項目	18 補助金、交	付金の取扱い		各種事務	8事業の取扱い				備考			
 連番		岸 本 町		溝				課題・問題点	Į.		調素	
4	(目的) 森林の荒廃が守り、森をどう そのため森林 係者が一同に会 し、森林の必要 (内容等) 丸山生産森林	ウム補助金事務 全国規模で進んでいるなか、美しい自然環境を育ているなえる者・ののかにというでは、美が必の関係では、美が必要の関係では、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力に	該当次	なし			溝	口町は事業を行っ		合信)新町に引き継ぐ。 章定方法の見直しを行う

協議会提案事項

専門部会名 保健福祉部会 責任者 編田 宋 ワーキンググルーブ名 介護保険事業 責任者 馬 長極事務事業の取扱い 集零 「		707777070713									
連書 岸 本 町	専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキン	/ググループ名	介護保険事	業		責任者	馬詰美保子
1 実施体制	合併協定項目	22 介護保険事業の取り扱い	各種事務	事業の取扱い				備考			
1 実施体制	連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題	点		調整方法	
介護保険事業は南部質蚊屋広域連合で実施 職員1名派遣、給与は派遣元で負担 資格管理、住所地特例管理、介護相談等は 名町村業務 2 業務分担概要 (1) 南部質蚊屋広域連合の業務(職員派遣1名) 介護保険系例、予算、決算、議会 国、県との補助金業務 指定事業者への介護報酬支払い 侵険料の賦課徴収業務 (1号被保険者の保険和決定) 介護保険事業計画策定 広域版介護保険システムの開発 西伯、会見、岸本、日吉津の光ケーブル 敷設(元了。一部運用) (2) 町村業務(担当者1名) 介護保障理、保険証交付 要介護認定申請受付、1次判定(パソコン) 高額サービス費、福祉用具、住宅改修等 申請受付 家族介護支援事業、介護予防事業	1	介護保険事業の取り扱い	介護保険事業の取	又り扱い							
		介護保険事業は南部箕蚊屋広域連合で実施職員1名派遣、給与は派遣元で負担 資格管理、住所地特例管理、介護相談等は各町村業務 2業務分担概要 (1)南部箕蚊屋広域連合の業務(職員派遣1名)介護保険条例、予算、決算、議会国、県との補助金業務指定事業者への介護報酬支払い保険料の賦課徴収業務(1号被保険者の保険料決定)介護保険事業計画策定広域版介護保険システムの開発西伯、会見、岸本、日吉津の光ケーブル敷設(完了。一部運用) (2)町村業務(担当者1名)介護報酬連合町負担金支払い資格管理、保険証交付要介護認定申請受付、1次判定(パッソコン)高額サービス費、福祉用具、住宅改修等申請受付	2 業務分担概要 広域連合集 介護保険担	ミ施分も町で実施 ⊒当職員数 2人		大旭してのウ			(溝口町財政: ては、合併時: る。) (1号被保険者	安定化基金借り までに繰り上け	入れ分につい 「償還をす

協議会提出案件

介護保険事業広域連合・単独実施比較表

項 目	広域連合(岸本町)	単独実施(溝口町)	評 価
条例、規則	連合で制定、改定を行うた	事務担当者が行っているが、兼	広域連合の方が専任
関係	め専門性が高まる。	務が多い。	職員を配置しやすい。
議会関係	連合議会を設置。開催頻	町特別会計で実施しており、町	単独実施の方が開催し
	度は定例会年3回が基本	議会の都度開催可能	易い。
国庫負担金等	広域連合で実施、審査専	町担当者の兼任、給付国保連、	広域連合のスケールメ
給付関係	任体制。給付国保連、一般 支払い西伯町出納室	一般支払い出納室	リットが大きい
賦課、徴収 業務	連合で賦課徴収、滞納分 は各町で徴収している。	町で賦課徴収、14年度まで滞納 額なし。	ほぼ同じ
介護認定	申請受付は各町 連合 西部広域審査会	各町 西部広域審査会	ほぼ同じ
介護相談、家	介護相談は各町介護支援	介護相談は介護支援センター及	介護相談は両町介護
族支援事業	センターで実施。家族介護	び認定調査を町と社協が行って	支援センター保健師が
	支援事業は各町と広域連	いるため随時町保健師に相談が	中心であり、同一。
	合でも実施している。	入りやすい。家族支援事業は保	家族介護支援事業は
		健事業で介護家族教室及び定	広域連合の方が参加
		例介護家族会により行っている。 	│者を集め易い、経費の │節減が図られる
地域ケア会議	各町介護支援センターが	兼務が多いため人的にできてい	広域連合の方が情報
	住民の利用範囲を対象に	ない。ただし困難なケース等は事	交換など実施しやす
	ほぼ毎月実施している。	業所単位で必要時迅速にケア会	ι ι .
		議等開催し対応している。	
介護相談員	連合全体で20人、岸本町	必要と思うが現在は、制度なし	広域連合の方が実施し
	│6人で、施設サービスの状 │況調査を毎月実施		 やすい。
介護認定境界	介護認定を受けていない	保健事業により「生活リハビリ教	溝口町「生活リハビリ教
域を対象とし	見守りが必要な高齢者を対	室」を実施、26人利用(岸本町と	室」「まめまめクラブ」は
た介護予防事	象に、町直営ふれあいデイ	同レベルの者)	参加者も多く保健事業
業	22人利用、社協委託にこ	「生きがいデイサービス事業」に	としての効果は大きい
	にこ訪問13人、痴呆予防	より社協、中央病院に委託して実	
	教室11人。 この2恵器の利用者は関す	施、2人利用している。訪問は必	め介護予防効果として
	この3事業の利用者は週1 回のペースで実施してい	要時保健師が実施。痴呆及び寝 たきり予防を目的に介護予防・地	は、岸本町方式は介護
		ださりで的を目的に介護で的・地 域支えあい事業により「まめまめ	認定を抑制する効果が ある。
	් දි.	攻又んのい事業によりよめよめ クラブ」を実施。	<i>හ</i> ත _ං
要介護認定者	14 年度 17.9%、	14 年度 21.7%、	<u>│</u> 溝口町は出現率が高
出現率	15年6月17.8%	15年6月22.3%	
介護認定調査	できるだけ社協等に委託す	新規と変更申請者は町保健師が	 溝口町は新規認定調
	る、病院の退院などは介護	調査し認定のばらつきをなくし適	査を町で行っており要
	支援センター職員で調査、	切なサービスの導入、家族支援	介護者や家族の状況
	1月平均 10 件程度	により介護度の悪化防止や在宅	を把握しやすく在宅療
		療養の支援に努めている。更新	養を支援しやすい。ま
		は介護相談センター調査専任の	た認定調査のばらつき
		臨職と社協委託でおこない連携	を防ぐことが出来る。
		を取りやすい体制にしている。	
		1 月平均 30 件程度	

-5 C	Ċ#'まᄉ'出ᅩmī\	※X++ c>+++ /++ c> m=/	±π /≖
項目	広域連合(岸本町)	単独実施(溝口町)	評価
介護サービス 事業者の指定	広域連合長に指定権限有 り	指定権限は県知事	広域連合が有利
介護保険事業 の町単独制度	単独制度なし	単独制度なし	同一
介護給付費	477,000 千円、65 歳以上一 人当り 279 千円	489,699 千円、65 歳以上一人当 り 281 千円	介護給付費は溝口町が高い。
介護サービス の利用状況	居宅介護サービス費 35.0% 施設介護サービス費 65.0% 要支援 31 人 10.1% 要介護1 107 人 35.0%	居宅介護サービス費 45.5% 施設介護サービス費 54.5% 要支援 57 人 15.0% 要介護1 127 人 33.5%	溝口町の認定率は高いが(要支援が多い)施設入所はその割に抑えられている。
借入金	広域連合全体で 14,500 千 円(14 年度末)	溝口町単独で 17,500 千円 (14 年度末)	溝口町の赤字額が大き い
介護保険·介 護支援センタ ー職員体制	・広域連合派遣職員1名、 ・介護保険事務職員1名 ・介護支援センター(ケアマ ネージャー)1名 ・介護福祉士、介護予防事 業実施1名	・介護保険事務 1名・介護支援センター 2名・介護認定調査 0.5人	職員数はほぼ同じ、溝口町兼務が多い。 岸本町ふれあいデイ町 直営。
・介護保険運営事務 ・介護保険事業計画、国域の ・国域の ・事務の ・事のの ・事のの ・事のの ・事のの ・事のの ・のので ・のので ・のの	・介護保険を運営するための共通事務は連合で実施・介護保険事業計画の策定は連合。 ・国、県との補助金事務は連合。 ・連合版のシステムで稼動中、システム変更の負担金が軽減される。	・すべて各保険者である単町で実施する必要がある。 ・介護保険事業計画に、その町の特性を盛り込むことができる。 ・介護保険システムは県情報センターより提供を受け、経費の節減を図っている。	資格者管理、保険証交付、介護相談などの住民対応は両町とも町職員で行っている。 共通事務については広域連合のスケールメリットが大きい。
総合	・介護保険の安定運営のためには、規模が大きいほうが良い。 ・専門的な職員を配置しやすい ・介護予防事業の共通事業が設定できる。 ・指定権限を持つため事業者への指導が強化される。 ・住民との直接対応とのをはなるので、連合とので、連合とのでは必要である。	・新しい介護施設の整備などにより、急激な給付費の変動がある。 ・色々な業務を兼務するため、異動などにより弱点が出やすい。 ・介護予防事業への取り組みが、各町でまちまちである。 ・近隣の事業者への指導体制が弱い。 ・意思統一、決定が速い。	新町の人口は約 12,700 人であり、大きな町とは 言えないため広域連合 が望ましい。 大中央病院と溝口 中町は、今後とも給付費の 増大が予防事の担けが予防事が し、出現ならない。

1 6

老人医療費 比較表

平成15年12月現在

	`# □ "	т	44.	т	11. +4		<u>十八八〇十八〇十八</u>		
項目	溝口町	J	岸本町	J	比較				
全人口	5,318	人	7,337	人	-2,019	人			
前期高齢者(65歳~75歳)	821	人	823	人	-2	人			
後期高齢者(75歳以上)	926	人	897	人	29	人			
後期高齢者(75歳以上) 比率	17.4	%	12.2	%	5	%			
受給者(75歳以上みなし)	1,329	人	1,121	人	208	人	旧70歳以上		
受給者(65歳以上75歳未満ねたきり)	22	人	21	人	1	人	旧65歳以上70歳未満		
受給者計	1,351	人	1,142	人	209	人			
老人医療加入率	25.4	%	15.6	%	9.8	%	4.		
14年度医療給付費	867,211	千円	776,232	千円	90,979	千円	14年度実績		
14年度医療費支給費	6,372	千円	3,126	千円	3,246	千円	14年度実績		
平成14年度給付総額	873,583	千円	779,358	千円	94,225	千円	= +		
1人当り給付額	647	千円	682	千円	-36	千円	÷		
15年度給付総額(9か月)	690,419	千円	612,392	千円	78,027	千円	15年11月診療分まで		
うち医療給付費	684,383	千円	606,258	千円	78,125	千円			
うち医療費支給費	6,036	千円	6,134	千円	-98	千円			
1人当り給付額	520	千円	546	千円	-27	千円	÷ 15年11月診療分まで		
15年度推計(12/9月)給付費	920,559	千円	816,523	千円	104,036	千円	15年度推計(12/9月)		
15年度推計(12/9月)1人当り	693	千円	728	千円	-36	千円	÷		
老人医療の加入者(70歳以上段階的に引き上げ)は、全員介護保の1号被保険者となっている。介護保険事業の開始により、介護療に医療施設、老人保健施設への入所により一時的(平成12~13年度)人医療費は減少したが、現在では医療系の介護施設は、満床となり、人医療該当者の増加や介護保険と老人医療の併用利用により、老医療費の伸びが続いている。 岸本町においては、大山リハビリ病院が昨年6月から介護療養がを全廃し一般医療へ転換したため、介護給付費が減少し医療給付貨増加する傾向にある。溝口町においては、溝口中央病院のほとんど介護療養ベッドであるが、高齢者が多いため医療給付費総額は高い準にある。									

介護保険事業財政安定化基金借入金返済計画(試算)

注:この試算は広域連合の各町村負担割合により、試算したもので広域連合と協議したものではありません。

1. 広域連合借入金残高 14,500千円 2. 溝口町借入金残高 17,500千円

3. 広域連合負担割合(給付費、事務費)

現行: 均等割25%·高齢者割50%·財政割(標準財政規模)25%

平成17年度から適用(16年度改定予定)

:均等割25%·高齢者割25%·給付額割25%·財政割(標準財政規模)25%

4.調整方法(平成16年度改正案で試算・給付額は平成15年度推計見込み額)

<現連合体制試算>

	均等割 高齢者割(人:%)		給付割(=	斤円∶%)	財政割(刊	戶円∶%)	計(%)	
西伯町	6.25	2,226	9.74	692,373	11.15	2,448,442	8.38	35.52
会見町	6.25	1,063	4.65	247,257	3.98	1,504,599	5.15	20.03
日吉津村	6.25	702	3.07	179,653	2.89	1,169,192	4.00	16.21
岸本町	6.25	1,720	7.53	433,768	6.98	2,186,057	7.48	28.24
合 計	25.00	5,711	25.00	1,553,051	25.00	7,308,290	25.00	100.00

 広域連合按分額(千円)
 西伯町
 5,151
 会見町
 2,904

 日吉津
 2,350
 岸本町
 4,095
 計
 14,500千円

溝口町繰り上げ償還額(下表の負担割合による比例配分)

試算 岸本町: 溝口町 = 21.72%: 23.00% 4,095千円: 溝口町=21.72%: 23.00%

溝口町 = 4,336千円(連合の借入金相当額)

繰上償還額 17,500千円-4,336千円=13,164千円

試算 17,500千円×23.0%=4,025千円(連合借入金相当額)

繰上償還額 17,500千円-4,025千円=13,475千円

<新連合体制試算>

	均等割 高齢者割(人:%)		給付割(刊	∸円∶%)	財政割(刊	計(%)		
西伯町	5.00	2,226	7.46	692,373	8.41	2,448,442	6.36	27.24
会見町	5.00	1,063	3.56	247,257	3.00	1,504,599	3.91	15.48
日吉津村	5.00	702	2.35	179,653	2.18	1,169,192	3.04	12.57
岸本町	5.00	1,720	5.77	433,768	5.27	2,186,057	5.68	21.72
溝口町	5.00	1,747	5.86	504,355	6.13	2,313,296	6.01	23.00
合 計	25.00	7,458	25.00	2,057,406	25.00	9,621,586	25.00	100.00

借入金残高・高齢者人口・介護給付費・標準財政規模の確定基準日により、金額は変動します。

1 8

	行政現況調書調整一覧表									協議	会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	Ξ ,	フーキンググル	ループ名	納税関係業務			責任者	石本	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務	事業の取扱い	١ 25-	5納税関係業	美務	•	備考				
連番	岸本町		溝 口	町			課題・問題点			調整	隆方法	
	【事務・事業名】納税奨励事業	事務・事業名】	納税奨励事業	¥								
	《納期前納付に対する報奨金》 報奨金 0.5/100×納期毎の納期前の月数合計×第2期の税額 ・固定資産税 5.0% ・町県民税 5.5% ・国民健康保険税 15.5%	納期前納付に対 報奨金 0.5/100×納期4 ・固定資産税 ・町県民税 ・国民健康保険	毎の納期前の月 7.5% 5.0%		〈第2期の税額					《納期前納付に対する報奨金》 合併後、岸本町の例により一元化 ただし、国民健康保険税の前納報 廃止する。 (納期月・回数を岸本町に合せる		
	前納時期(納期) 各税の第1期納期限と同じ	前納時期(納期 各税の第1期約				同一である						
	交付限度額 なし	なし				同一である						
	対象税目 固定資産税、町県民税、国民健康保険税	対象税目 固定資産税、町	県民税、国民	民健康保険	税	国民健康保険税は、前納報奨が認められていない。						
	(根拠法令) 地方税法 第321条、第365条 町税条例 第42条、第70条	根拠法令) 地方税法 第321条、第365条 町税条例 第42条、第70条						 《町税徴収取扱い手数料》				
	《町税徴収取扱い手数料》 納期内納付した額(徴収率)に対し交付する。	《町税徴収取扱い手数料》 納期内納付した額(徴収率)に対し交付する。			交付率が異なる				合併後、岸本町の例により一元化するのとする。ただし、算出率についてに			
1	固定資産税、町県民税(普通徴収)、軽自動車税 ・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の3.0 ・納期内納付率100%未満の場合 納付税額の100分の1.0 町県民税(特別徴収) 手数料なし 国民健康保険税 ・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の2.0 ・納期内納付率100%未満の場合 納付税額の100分の1.0 口座振替利用世帯も納税組合に加入できる。 交付時期 年2回(4月から9月、10月から3月)に分けて交付	税 固定資産税、町県民税(普通徴収)、軽自動車税・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の4.0 ・納期内納付率95%以上100%未満の場合 納付税額の100分の1.5 町県民税(特別徴収) 納付税額の100分の0.5 国民健康保険税・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の3.0 ・納期内納付率95%以上100%未満の場合 納付税額の100分の1.0 口座振替利用世帯は、納税組合に加入できない 交付時期			易合					口町の例による。なお、合併後早に制度廃止の方向で検討するものとる。		
	《優良納税組合表彰》 納税成績の優秀な組合を対象とする					《優良納税組合表彰》 岸本町のみの制度 《納税組合長報酬》 溝口町のみの制度				優良納税組合表章 併後、廃止する		
	《納税組合長報酬》なし									《納税組合長報酬》 合併後、廃止する		
	《組合数》 73組合	《組合数》 78組合							l I		5平成17年度から行な 税分は現行のとおり	

西部市町村別前納報奨金の状況

市町村別	前納報奨金	納稅組合
_	集合方式 2期税額×18%	全納税組合に納付書1枚10円、組合員1世帯200円を支払う
日南町		町税 100%で3(2)%、90%以上は2(1)%、90%以下は1(0.5)% ()内は16年度から適用の数値
		国保100%で2.5%、90%以上は1.5%、90%以下は1%
日野町	町税2期税額×0.5%×納付前月数	全納税組合に事務費1組合1千円、1世帯100円を支払う
H ±1 +1	国保 なし	100%で3.5%、100%以下は1%、介護を含む
江府町	町税2期税額×1.0%×納付前月数	町税 100%で3%、全組合に1万円
72/15 1-3	国保なし	
溝口町	町税2期税額×0.5%×納付前月数	町税100%で4.0%、95%以上は1.5% 特徴分0.5%
7,37,3	国保2期税額×0.5%×納付前月数	国保100%で3%、95%以上は1%
TT / m T	町税2期税額×0.5%	平等1世帯2000円取扱金額1.5%
西伯町	ただし限度額住民税1万・固定1.5万	
		4000/ TOO/ 4000/ NITH 40/ // // THE OOD
会見町	町税2期税額×0.5%×納付前月数	100%で2%、100%以下は1% 納付書1枚 20円
	国保 なし (4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	MTINAOOO 7500 AOOO NITIAO
岸本町	町税2期税額×0.5%×納付前月数	町税100%で3%、100%以下は1%
	国保2期税額×0.5%×納付前月数 制度なし	国保100%で2%、100%以下は1%
日吉津村	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	 町税0.5% 滞納者には支払わない	_
淀江町	国保なし	
	集合方式 2期税額×0.5%	4/30で100%2.5% + 世帯で100%の場合に1世帯200円 + 100%完納で納付書1枚30円
大山町	米口ガン	5/31で100%2.0% + 世帯で100%の場合に1世帯100円
		5/31で95%1.0%
₽ 1nmT	2期 固定7%住民4%	全納税組合に完納奨励 1世帯200円 税額の1.3%を支払う
名和町	国保なし	部落完納の場合に1世帯350円
	制度なし	町税(固定・民税)加入率100%の組合:100%は1.5%、95%以上は1.0%、85%以上は0.75% 1世帯50円
H.L.BT		町税(固定・民税)加入率70%以上の組合:100%は1%、95%以上は0.75%、85%以上は0.5%
中山町		国保加入率100%の組合: 100%は0.5%、95%以上は0.35%,
		国保加入率70%以上の組合:100%は0.35%、95%以上は0.25%
	民税2期税額×0.3% 限度7,800円	組合長納付書1枚80円 組合事務費1,000円
米子市	固定2期税額×0.3% 限度10,800円	補助金 1世帯500円 納付書1枚115円
	国保 なし	

大山·名和·中山町は前納報奨金·納税組合手数料は合併後廃止予定 西伯·会見町は合併後前納報奨金は西伯町に準ずる

(C)

る。 一条、第三百六十五条、第七百二条の北端の時にないではらころれているできのであること。 税については、納期前納付があった場合には、前納報奨金を交付することができることとされている(法第三百二十 国民健康保険税については、地方税法上明文の規定がないため、前納報奨金を交付することはできないものであ これに対じ、普通徴収に係る個人の市町村民税、固定資産税及び固定資産税であわせて賦課徴収される都市計画 書の二世子変数されない。そのは

り、国民健康保険税については、 このように地方税法に根拠規定があって、はじめて、条例で前納報奨金の交付規定を設けることができるものであ 前納報奨金を交付する旨の規定が設けられていないので交付することはできないも

準により負担するものであり、 国民健康保険税は、他の税と異なり、当該市町村の国民健康保険事業に必要とする費用を被保険者がある一定の基 このないというでもできるからので その必要額じが課税していないのでで仮に前納報奨金を交付すれば、その分だけ費用

て収納することはもちろんできるものである。 不足することになるのであり、国民健康保険税については、前納報奨金の制度はなじまないものである。 しかし、国民健康保険税を納期前に納付する旨の申出があった場合には、法第十七条の三の規定に基づき予納とし

【質疑応答】

「はいるが、当該市町村の条例の定めるところにより年四回以外の納期と国民健康保険税の納期は通常年四回とされているが、当該市町村の条例の定めるところにより年四回以外の納期と

日を四月一日とすることは、 法第七百五条によると国民健康保険税の賦課期日は「当該市町村の条例で定める」ことになっているが、「賦課期 日を年数回、 例えば四月一日及び十月一日の二回と定めたいが、どうか。 年間相当数の異動があるため、特に、均等割について非常な不均衡を生ずるため、

年二回に定めることは適当でないと解する。 課分として規定していると考えられること、 現行法がその標準課税総額を当該年度の初日における年間見込額として算定していること、課税限度額を年間賦 また、法第七百六条の二の規定等を総合的に勘案すると、 賦課期日を

あった場合には前納報奨金を交付することができるのに、国民健康保険税については前納報奨金の制度がないのは 普通徴収に係る個人の市町村民税、固定資産税とあわせて賦課徴収される都市計画税については、 納期前納付が

都市計画税に前納報奨金制度があり、 国民健康保険税にはない 理由及び その根拠を 教示された

定資産税とあわせて行われるものであり、 れているものと思われる。 て扱われているところから、 市町村財政の資金繰りを円滑にする等の趣旨から設けられているものであり、国民健康保険税のような目的税 |納報奨金制度は、市町村税の大宗を占める市町村民税と固定資産税につ い て の納税者の認識を深めるととも 一般的にはなじまないことによるものである。なおい 前納報奨金についても都市計画税及び固定税資産の合算額によって適用することとさ この場合には税額の端数計算、延滞金の計算等の上でも一の地方税とし 都市計画税については、その賦課徴収が原則として固 公子の種であるということである。

納税奨励事業関係補足資料

納稅組合手数料(報償費)比較表

(交付率)

	(交付率岸本町現	行)	(交付率溝口町現	行)	(調整案)		
税目	収納率	手数料交付率	収納率	手数料交付率	収納率	手数料交付率	
軽自動車税	1.0.0.07	2 00/	1.0.00/	4 0.07	4.0.00	4 0.07	
固定資産税	100% 100%未満	3 . 0 % 1 . 0 %	100% 95%以上	4 . 0 % 1 . 5 %	100% 95%以上	4 . 0 % 1 . 5 %	
町県民税(普徴)	1 0 0 707[7]	1 . 0 70	73700	1 , 3 70	73705	1 . 3 70	
町県民税(特徴)	-	-	一律	0.5%	交付しない		
国民健康保険税	100% 100%未満	2 . 0 % 1 . 0 %	100% 95%以上	3 . 0 % 1 . 0 %	100% 95%以上	3 . 0 % 1 . 0 %	

(平成14年度決算額を新町調整案の交付率で交付した場合との比較)

平成14年度決算	算額(岸本町)	新町交付率で交付した場合					
税目	税 目 交付額(円)		増減額(円)	増減率(%)			
軽自動車税	263,064	350,905	87,841	33.4			
固定資産税	2,985,911	3,948,365	962,454	32.2			
町県民税(普徴)	1,087,144	1,443,866	356,722	32.8			
町県民税(特徴)	0	0	0				
国民健康保険税	2,063,182	2,986,119	922,937	44.7			
合 計	6,399,301	8,729,255	2,329,954	36.4			

平成14年度決算	算額(溝口町)	新町交付率で交	新町交付率で交付した場合					
税目	税 目 交付額(円)		増減額(円)	増減率(%)				
軽自動車税	388,216	388,216	0	0.0				
固定資産税	3,429,800	3,429,800	0	0.0				
町県民税(普徴)	2,596,164	2,596,164	0	0.0				
町県民税(特徴)	582,907	0	-582,907	-100.0				
国民健康保険税	3,318,567	3,318,567	0	0.0				
合 計	10,315,654	9,732,747	-582,907	-5.7				

行政租识調書調整—警表

	行政現況調書調整一	-覧表											協議会提案事項	
専門部会名	産業経済部会				責任者	梅原 久義	ŗ	フーキンググル	/一プ名	農林水産事業		責任者	谷口仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業	≝の取扱い			各種事務	事業の取扱い	25 - 32 農	林水産事業			備考			
連番		岸本	町		'	溝 口 町				課題・問題点			調整方法	
	松() (目 が () () () () () () () () () () () () ()	であるマツノでする。 たって空中だい とにがって 保採 保を 代表 を できない は できる	いら農薬を散布し を用いて農薬を散布 る被害状況の確認 薬剤をかけて駆 チップ等にし、 させるための補 業を推進するため 3/4) 事業費	を駆除する。 「U駆除する。」 「記除する。」 「認際する。」 「認際する。」 「認際する。」 「ないまする。 「ないまな。 「ないまな。 「な	し、緑豊かな松 (内容等) 特別防除…2回に 緊急防除…被害木一本 被害木探査事。 後害木探査事。 後 大のでででである。 はのででである。 はいていては、 はいていている。 はいていている。 はいていている。 はいと、 はいと、 はいと、 はいと、 はいと、 はいと、 はいと、 はいと、	であるマツノであるマツノであるマツノであるで空中かって空中かった。 「つとにガンノズル・ハリコプターによるとは、アイスを伐採後き、アイン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・スト	Nら農薬を散布 を用いて農薬を散・ 被害状況の確 薬剤をかけて チップ等にし、 させるための 業を推進するた 3/4) 事業費 3,738,000	し駆除する。 ^{布し駆除する。} 認 認 認 下 で で で で で の 事 の の の の の の の の の の の の の	るが、環境保護の観点からは、批判の声も大きく最近は事業を見直す動きも活発である。 〇知事は、平成16年度からは県が行っ			・現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に事業の見直しを行う。 ②中散布は、環境、危被害に十分配慮し、守るべき松を絞り込み継続して実施。その他の駆除事業は、山林の条件を勘案しながら、実施可能な事業を継続して実施。		
	緊急防除 被害木探查事業 養蜂移転補償 市町村推進事業 伐倒駆除 特別伐倒駆除	- 78群 - 230m3 70m3	78群 238,290 59,573 被害防止対策養蜂科 95群 290,225 72,55 市町村推進事業 一式 212,000 212,00 230m3 2,835,000 963,113 伐倒駆除(衛生伐) 0 0					26,250 72,557 212,000						
2	(目的) 「被害拡大防止松林」を松以外の樹種へ転換し、被害増加を減少させる (内容等) 森林組合、集落等が樹種転換事業に取り組んだ場合、国・県補助金に上乗せして町が補助する。 【負担割合】 (クヌギは、県補助金が1割上乗せ) 【負置区分 国 県 町 本人 スギ・ヒノキ等 5/10 3/10 1/10 1/10 スギ・					樹種転換造林事業補助金 目的) 「被害拡大防止松林」を松以外の樹種へ転換し、被害 増加を減少させる。 内容等) 森林組合、集落等が樹種転換事業に取り組んだ場合、 国・県補助金に上乗せして町が補助する。 <u>負担割合】 (クヌギは、県補助金が1割上乗せ)</u> 区分 国 県 町 本人 ギ・ヒノキ等 5/10 3/10 1/10 0				さ同一。 名の違い。	• 1	見行のとおり新町	に引き継ぐ。	
3	町管理林道の状況 ・越敷野原線(維持管理事業は	(目的) 林道の適切な管 (内容等) 林道沿線の草刈	ホ道の適切な管理を行う。				事業を行っていない。	Ä	購口町の例により	新町に引き継ぐ。				

	门以坑儿叫自叫走。克汉							が成るたべず気		
専門部会名	産業経済部会	責任者梅原	責任者 梅原 久義 ワーキンググ			農林水産事業		責任者	谷口仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の	の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考			
連番	岸 本 町		町		課題・問題点		調整方法			
4	町有林を定期的に保育等の作業を行ない、管理する。 (内容等) 町有林の現況 岸本町内 13.7ha 会見町内 91.4ha 計 105.1ha 【維持管理現況】 作 業 場 所 面 積 金 額 下刈り作業 岸本町清原 1.37ha 73,776円 間伐作業 岸本町清原 3.01ha 869,400円 計 4.38ha 943,176円 間伐作業については、緊急地域雇用創出特別基金事業にて実施している。(10/10)(今後の事業予定)造林地の状況により、定期的に保育等の作業を実施する。	溝口町の町有林は1(木が成木になってま			溝口町は	該当なし。)新町に引き継ぐ。	
5	実施していない しの理 の音(F 材行・ 巡 1 2 3 4	た市町村が推進する。 維持増進を図実施で 維持増制度ををを設視 過程ををを設め、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、本が、 一、、 一、、 一、、 一、、 一、、 一、、 一、、 一、、 一、、 一	必森る損動 森宜 託 星状土員要林。、。 林必 料 間況砂、がの 林及 管要 伐の崩八あ実 野び 理な ・把壊イを把壊イ ・押壊イ	対ち・除伐・下刈り等) 鳥獣被害状況)	岸本町 溝口町	講口町の所属する森林組 打:西部森林組合 打:日野森林組合 業の取組みは平成16年度 検討中。		合併後に廃止する		

協議会提案事項

岸本町・溝口町合併協議会 第13回会議 参考資料

ı	「・事物事業調整音曲報点(事物レベル調整)	
	行政現況調書調整一覧表 (諮問機関の取り扱いについて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	行政現況調書調整一覧表 (各種事務事業等の取り扱いについて : 土木建設事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	行政現況調書調整一覧表(各種事務事業等の取り扱いについて:農林水産事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ~

車殺車学卸敕車而起生(車殺しべ川、卸敕)

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名 農林水産事業		農林水産事業			責任者	谷口仁志
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い	各種事務	事業の取扱い				備考			
連番	岸本町		溝 口	町		課題・問題点			調整	至方法
1	岸本町松くい虫防除被害対策連絡協議会(目的) 岸本町が実施する松くい虫防除が円滑かつ適正に実施できる よう、岸本町松くい虫被害対策連絡協議会を設置する。 (委員等の構成) 西部農林局林業振興課長、米子農業改良普及所長、鳥取西部 農業協同組合、大山ロイヤルホテル、大山ゴルフクラブ、大 山平原ゴルフクラブ、グリーンパーク大山ゴルフクラブ、と っとり花回廊、大山放牧場、岸本町小中学校長、岸本町議会 産業建設常任委員会長、学識経験者、防除地域代表者、岸本 町担当各課 (活動内容) 1 地区実施計画の策定又は変更 2 被害対策の執行に関する事項 3 特別防除の適正かつ円滑な実施に関する事項 4 その他 以上の項目を諮問する。	(目的) 満口町が実施する よう、の構成) 1 日野議会議会 5 森林紹 (活動内容) 1 地被害対除 1 地被害対除 2 特別防 2 特別防 3 特別の 4 その他		円滑かつ適正に実施できる 性連絡協議会を設置する。 長 4 農協理事または職員 話者 7 学識経験者	定められる しなければ 委員構成、	構口町ともに連絡協議会 ている。この設置要綱の ばならない。 設置要綱、委員報酬か)統一を	(3	并後に一元化す 委員構成、設置 并時に調整する	要綱、委員報酬等は

専門部会長長専決事項

1	一下	租沪	钼重	調整	一覧表
٦	אשנ	バルカレ	메드	可引立	見化

	行政現況調書調整一覧表							専門部	3会長専決案件
専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキンググル	ブループ名 土木建設事業(事務関係)		責任者	伊澤靖成	
合併協定項目		各種事	 		備考		備考		
連番	岸本町		溝 口 町			課題・問題点			整方法
1	他者による工事がもとで道路に破損等損害が発生したとき、その修繕工事等を施工させる。 (工事原因者に対する工事施行命令等) 第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。 2 前項の場合において、他の工事が河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川	き、その修繕工 (工事二条 (工事二条 (工事二条 (以事) (ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	がもとで道路に破損等損害事等を施工させる。 こ対する工事施行命令等) 路管理者は、道路に関する しという。)により必要を生じた 傷し、若しくは汚損した行為 道路の構造の現状を変更する の維持を当該工事の執行者	正事以外の工事 :道路に関する工 :道路に関する補 :が要を生じさせた :が発生した道路の補 :が要を生じさせた :が要を生じた関す :が要を生じた関する :が発生したができる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が発生したといる。 :が表し、は、にいる。 :がまたい。 :がは、 :がまたい。 :がまたい。 :がは、 :がまたい。 :がは、 :がは、 :がは、 :がは、 :がは、 :がは、 :がは、 :がは、	路法22条に基題・問題点なり		īò.	現行のまま新町に	三引き継ぐ。
2	民地から町道への接続工事、占用物件点検等による道路掘削工事など、道路管理者以外の者による道路工事について承認を行なう(道路の構造に影響を与えない軽易なものについては除く)。 町の場合は、町道に関して本事務を行なう。 道路の構造に影響を与えない軽易なものについては、承認は必要ない。 (道路管理者以外の者の行う工事)	掘てに 町 道は 第 11部の 町 道は 第二三外理の ななな は 造十項 道のが となな は 造い 理 第に認き で は 造い 理 第に認き の は 造い 理 第に認き の は 造い 理 第に認き	られる。 通への接続工事、占用物件点 道路管理者以外の者による の(道路の構造に影響を与え	は道路工事につい 課題 はい軽易なもの は、	路法24条に基題・問題点なり	基づき事務を行 し。	īò.	現行のまま新町に	引き継ぐ。

専門部会名 産業経済部会 責任者 梅原 久義 ワーキンググループ名 農林水産事業 責任者 田村茂樹 合併協定項目 25 各種事務事業の取扱い 各種事務事業の取扱い 25 - 32 農林水産事業 備考 連番 町 課題・問題点 調整方法 本 溝 町 森林整備担い手対策事業補助金 (目的) 溝口町が属している日野森林組合には対象者が 溝口町は該当なし 岸本町の例により新町に引き継ぐ 林業労働者の社会保険事業主負担分を補助すること いないため事業実施していない。 により、森林組合の育成強化を図る。 (内容等) 森林整備担い手育成対策事業(3年継続事業) ・対象者(岸本町内者) 2名 · 社会保険料(年額) 836,928円 被雇用者負担分 418,464円 (1/2) 事業主負担分 418,464円 (1/2) 事業主負担分を県・町で各1/2を補助する。 よって、社会保険料を被雇用者が1/2、県が1/4、 町が1/4の負担となる。 県補助分(1/4) 209,232円 町補助分(1/4) 209,233円 ・事業主 鳥取西部森林組合 森林整備地域活動支援交付金事業 森林整備地域活動支援交付金事業 なし 現行通り新町に引き継ぐ。 (目的) (目的) 森林生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化 森林生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化 などで、森林の施業が行われないままの人工林、植林 などで、森林の施業が行われないままの人工林、植林 されないままの森林が増加する傾向であるため、これ されないままの森林が増加する傾向であるため、これ に歯止めをかける必要がある。このため、森林施業に に歯止めをかける必要がある。このため、森林施業に 欠かせない補完作業に対し交付金を助成し施業の充実 欠かせない補完作業に対し交付金を助成し施業の充実 を図る。 を図る。 (内容等) (内容等) ・事業実施期間 平成14年度~18年度(5年間) ・事業実施期間 平成14年度~18年度(5年間) ・交付金助成 10,000円/ha ・交付金助成 10,000円/ha ・対象森林 管理されるべき森林 ・対象森林 管理されるべき森林 (施業計画の森林面積) (施業計画の森林面積) ・交付金対象森林 35林齢以下の人工林 2 ・交付金対象森林 35林齢以下の人工林 14年度 (取組団地数3) 1 4 年度(取組団地数 3 1) ・市町村推進事業 250,000 円 (内町費125,000円) ・市町村推進事業 110,000円(内町費55,000円) ・交付金事業 ・交付金事業 12,793,000 円 (内町費3,198,250円) 894,900円(内町費223,725円) 15年度 (取組団地数4) 15年度(取組団地数34) ・市町村推進事業 ・市町村推進事業 250,000 円 (内町費125,000円) 112,000円(内町費57,000円) ・交付金事業 1.065.800円(内町費266.450円) ・交付金事業 13,300,000 円 (内町費3,325,000円) ・交付金事業内容 · 交付金事業内容 各施業計画認定団地ごとに町と協定を締結し、下刈 各施業計画認定団地ごとに町と協定を締結し、下刈 リ・境界確認・林道整備など定められた行為(対象 リ・境界確認・林道整備など定められた行為(対象 行為)をする。交付金は、対象行為等を行うための 行為)をする。交付金は、対象行為等を行うための 経費。また、施業計画に定めた施業を行わなければ 経費。また、施業計画に定めた施業を行わなければ ならない。 ならない。

専門部会長専決事項

	1] 以坑川岬首岬连 見仪		1	1				T				公区分外事项	
専門部会名 —————	産業経済部会		責任者	梅原ク	.義	ワーキングク	ブループ名	農林水産事業			責任者	田村茂樹	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の	の取扱い	25 -	32 農林水	産事業		備考				
連番	岸 本 町		<u> </u>	コ 町				課題・問題	i点		調整方法		
	森林施業計画認定及び伐採許可	森林施勢	業計画認定及び伐採	許可									
	(目的)	(目的)				なし			現	行どおり新町に	引き継ぐ		
	森林法に基づき、森林の長期の施業計画の審査・認	森林法に基づき、森林の長期の施業計画の審査・認											
	定を行う。	定を行う。											
	(内容等)	(内容等)											
3	森林所有者が団地毎に策定した、森林施業計画書を	森林所有	有者が団地毎に策定	した、森林	林施業計	画書を							
	審査し、認定する。 また、伐採届等の適合を審査	審査し、認定する。 また、伐採届等の適合を審査											
	し伐採許可等を出す。	し伐採記	午可等を出す。										
	この施業計画の認定がないと補助査定係数が落ちる。	この施業	業計画の認定がない	と補助査定	[係数カ	「落ちる。							
	平成11年の森林法の改正により知事から市町村長	平成 1 ′	1年の森林法の改正	により知事	から市	可村長							
	に権限移譲された。	に権限移譲された。											
	岸本町森林整備計画策定事務		森林整備計画策定事	務									
	(目的)	(目的)						られたものである。		合併	f後に新たな計画	を策定する。	
	森林整備の基本的な方針、方向を定める。	森林整体	構の基本的な方針、	方向を定め	うる 。		新町の整備	構計画策定の準備が <u>!</u>	必要である。				
	(内容等)	(内容等)											
	森林法の定めに基づき、10年間の計画を5年ごと	森林法の定めに基づき、10年間の計画を5年ごと			年ごと		策定の時期は、平成						
4	に定める。	に定める	_				あるので、	合併(平成17年	1月1日)				
	現在の計画は、平成12年から22年の計画である。		計画は、平成12年				•		準備は必要)、新町に				
	計画変更の事務が生じる。直近の変更は14年3月。		更の事務が生じる。				おいて計画	画を策定することと	なる。				
	次期計画策定の時期は、平成17年度の予定。		画策定の時期は、平			-0							
	岸本町松くい虫防除地区実施計画策定事務		公くい虫防除地区実	施計画策划	E事務								
	(目的)	(目的)						こ新地区実施計画の	策定の準備			継ぎ、合併後に一元化	
	松くい虫被害の蔓延を防ぐため、区域内の松林の		1虫被害の蔓延を防		区域内σ	松林の	が必要。			を図]る。		
	位置づけを定め適切な防除を行う。		ナを定め適切な防除	を行う。									
	(内容等)	(内容等)						新たに構成された被?					
	森林病害虫等防除法に基づき、県が定める地区防除指		害虫等防除法に基づ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					意見を聞かなければ					
5	針に則って自主防除措置に関する計画(地区実施計		って自主防除措置に		回(地区	[実施計		後、早急に連絡協議: ************************************					
	画)を定め、また変更する。		Eめ、また変更する	-		\ 1 10	、意見を変	求めなければならない	l 1 _°				
	また、併せて指針に基づいて定められた県被害対策推		併せて指針に基づい いー・ロリー・キャ										
	進事業計画に則して、自主事業計画を策定することと		計画に則して、自主 ·-	事業計画を	ま策定す	ることと							
	なっている。	なってい	-	5 . - :	- "								
	現在の計画は、平成14年4月1日から平成19年3月31		計画は、平成14年4	月1日から	5平成19	9年3月31							
	日まで	日まで			- <u></u> - ·								
	計画変更の必要が生じた場合、森林所有者の意見を	計画変更	更の必要が生じた場	台、森林角	↑有者 <i>0</i>)怠見を							

専門部会長専決事項

	行政現況調書調整一覧表	専門部会長専決事項						
専門部会名	産業経済部会	責任者 梅原 久	義 ワーキング	グループ名 農林水産事業		責任者	田村茂樹	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水	〈産事業				
連番	岸 本 町			課題・問題点	•	調整方法		
	聞いて変更する。	聞いて変更する。						
	緑化推進事業	緑化推進事業						
	(目的)	(目的)		なし	現行	現行通り新町に引き継ぐ。		
	緑化推進事業に伴う事務	緑化推進事業に伴う事務						
6	(内容等)	(内容等)						
	一株植樹事業	一株植樹事業						
	緑化推進事業として苗木の斡旋を行う。	緑化推進事業として苗木の斡旋を行う	D.					
	○緑の羽根共同募金事業	○緑の羽根共同募金事業						
		植樹祭植栽地下刈り事業						
	該当なし	(目的)		植樹祭を実施した際に、しばらく	の間は下事	業を廃止し新町に	は引き継がない。	
		金屋谷地内に植栽した樹木苗を健全に	こ育成していくた	刈り等の管理を町において実施す	·るもの。			
		め、下刈りを行う。		(16年度までの事業で集落の了承を	得ている)			
7		(内容等)						
		植樹祭植栽地下刈り事業						
		2,450m²						

	行政現況調書調整一覧表							専門部	会長専決事項
専門部会名	議会部会	責任者	阿部泰	ワーキングク	ブループ名			責任者	小原章信
合併協定項目	25各種事務事業の取り扱い	各種事務	事業の取扱い	42その他			備考		
連番	岸本町		溝 口	町		課題・問題点		調整	方法
1	(常任委員会) 総務常任委員会 6名(欠員1名) 総務常任委員会 5名 産業建設常任委員会 5名 (議会運営委員会) 5名	王・特別・ 学任委賞 学子 学子 学子 学子 学子 学子 学子 学子 学子 学子	員会 7名 員会 7名	3	る。 在任特例 ⁱ	構成人員等をどうするだ 中は現在の議員で委員会 新議会で委員会や定数を活	や定数を決定。	合併後に一元化を	図る
2	会議の開催状況 3月 15日間 3月 6月 6日間 6月 9月 8日間 9月 12月 8日間 12	4日間 17日間	,		溝口町 9	の調整必要 引会中に常任委員会に付託 月定例会中に委員会に付 定方法、会期日数等は新記	; 託	合併後に一元化を	図る
3	発行時期 毎定例会後、年4回発行 発行部数 2,300部(全世帯配布) 編集体制 議会広報調査特別委員会(委員6人)で、編集か ら発行まですべての作業を行っている。 内容 議決案件、一般質問、請願・陳情調査結果、委 員会行政調査報告、全員協議会等	T時期 毎定 T部数 1,80 集体制 会広報調査特 編集から発 察 条件、一般	行まですべて	回発行 記布) :員6人)と事務局 の作業を行ってい 陳情調査結果、委	岸本町:特別 溝口町:特別 広報書式の 新町議会	広報書式等に差異あり 別委員会委員が編集・発₹ 別委員会委員と事務局が約 一元化 で決定する。	うまで行う しゅうしゅう	合併後、一元化を	図る。
4	審査期間 5日間(内、現地調査1日) 審査方法 町長から総括的な説明を受け、総務課長から財 政状況ついて説明を受ける。 各会計決算書及び付属書類により、各課長が事 業毎にその内容を説明する。 現地調査は、上記説明のあった事業のうち、調 査が 必要と思われる箇所について行う。	登方法 会計決算書及 身にその内容 地調査は、上 が 必要と思れ 見書 F8月末頃に、	を説明する。記説明のあっつれる箇所につ	周査1日) より、各課長が事 た事業のうち、調 ひいて行う。 意見書の内容につ	審査期間		犬況説明(岸本町)	合併後に一元化を	図る。
5	審查期間 1日間 審查方法 審		間	、受払簿等により		・方法等については新監査		現行のまま新町に	引き継ぐ。

	T	т т						
専門部会名 ———	議会部会	責任者阿部泰	ワーキング	ブループ名			責任者	小原章信
合併協定項目	25各種事務事業の取り扱い	各種事務事業の取扱い	42その他	_	備考			
連番	岸本町	溝 口	町		課題・問題点		調素	整方法
6	検査期間 1日間(原則毎月10日) 検査対象 一般会計、水道事業会計及び特別会計 検査資料 現金出納月計表、収入月計表、支出月計表、日 計表町税徴収実績に関する調、高額支払状況一 覧表、現金保管調書、各種基金積立集計表、預 金残高証明書 領収書(証 悉)、収支日計表、預金通帳 検査概要 助役の総括説明の後、出納室長が検査資料に基 づき説明する。	、預金通帳 概要 室長が検査資料に基づき 役が説明する。	特別会計 、支出月計表、日 、現金保管調書、 (証憑)、収支日				のまま新町に	
7	監査期間 2日間(10月実施) 監査対象 一般会計、水道事業会計及び特別会計 監査資料 工事及び委託業務の入札・契約関係資料、予算 の執行状況表 監査概要 監査対象事業担当課長から資料に基づき、経	監査 期間 1日間(12月実施) 対象 会計、索道事業会計及び 資料 及び委託業務の入札・契 行状況表 概要 対象事業担当課長から資 問題点等を聞き取りする	特別会計 約関係資料、予算 料に基づき、経		で相違点ありについては新監査委員が決		後に一元化を	空図る 。
8		援助団体等に対する監査 していない。		所定の手続きにより実 監査内容等は新町監		岸本町図る。)合併後に一元化を
9		監査請求 監査請求が出れば対応す	ర .	問題なし			のまま新町に	こ引き継ぐ

専門部会長専決事項